

# 山口県報

平成22年  
12月24日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

保安林の指定 (森林整備課) ..... 三

下関都市計画道路事業の認可 (都市計画課) ..... 三

下関都市計画道路事業の認可 (都市計画課) ..... 五

下関都市計画広場事業の認可 (都市計画課) ..... 五

周南都市計画道路事業の認可 (都市計画課) ..... 五

周南都市計画道路事業の認可 (都市計画課) ..... 五

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) ..... 六

公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) ..... 六

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 七

山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産振興課) ..... 七

下関都市計画道路の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七

下関都市計画広場の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七

周南都市計画道路の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七

長門都市計画用途地域の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七

長門都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七

長門都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 七

平成二十一年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表 (会計課) ..... 七

選管告示  
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数 ..... 七

雑報  
県報の正誤 (平成十五年十月十四日山口県告示第五百十三号ほか一件) ..... 七

### 山口県告示第四百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十二月二十四日から平成二十三年一月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 戸田工業株式会社  
住 所 広島県大竹市明治新開一番四号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所  
所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造				使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始	使 用 時 間 隔	使 用 時 間 隔
二六一口 (二基)	(kg/時) 一〇	平成二二、 二一、一五	平成二二、 三三、三二	平成二二、 四一、	連 続	二 四 時 間
"	(kg/時) 一	"	"	"	"	"
二六一口	(kg/時) 二五	"	"	"	"	"
"	(kg・時) 七五	"	"	"	"	"
二六一水 (二基)	(N <sup>3</sup> /分) 〇〇	"	"	"	"	"

中和槽	砂ろ過機	凝集沈殿槽	種類	構造	能力 ( $m^3/日$ )	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
	鉄製	コンクリート製		コンクリート製	二、〇〇〇	PH調整・凝集	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )							
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質 量 ( $mg/l$ )	窒素 の 値 ( $mg/l$ )	燃素 の 値 ( $mg/l$ )	通 常	最 大				
	二六〇口 (二基)	八	九六	五〇〇	五五〇	検出せず	検出せず	〇・二	〇・二	〇・四	〇・四	一・四
	二六〇口	"	"	"	"	検出せず	検出せず	"	"	"	"	"
	二六〇口	"	"	"	"	検出せず	検出せず	"	"	"	"	"
	二六〇口	"	"	"	"	検出せず	検出せず	"	"	"	"	"
	二六〇口 (二基)	一三	三二	三〇	三五	検出せず	検出せず	〇・八	〇・八	一・四	一・四	一・四

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「二六〇口」及び「二六〇口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設及び廃カス洗浄施設をいう。	( $Nm^3/分$ )	〇・四〇
	"	"
	"	"
	"	"
	"	"
	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	通 常	最 大	
凝 集 沈 殿 槽	処理前	二	六	四	八、九六〇 一〇、〇五五
	処理後	二	四	六	
砂 ろ 過 機	処理前	〇・四	〇・四	〇・六	八、三六〇 九、四五五
	処理後	〇・四	〇・六	〇・六	
中 和 槽	処理前	〇・四	〇・四	〇・六	八、三六〇 九、四五五
	処理後	〇・四	〇・六	〇・六	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	
No. 2 排 水 口	〇・一	〇・四	〇
No. 1 排 水 口	六・二	三〇	八、三六〇 九、四五五

山口県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

長門市三隅上字紅葉ヶ浴五三三三の二、五三三三の三、五三三三の四、字前大里五八〇、

五八二、五八二の二から五八二の三まで、字本浴六五三、六五四、七五一の三三、二五〇六、字榎ノ木谷六六八、六六九、六七一、六七三から六七五まで、六七九、六八一、六八三、六八八の二、六九〇、六九六、六九七、七〇三、七〇四の二、字浮合六八五、六八七、字出口七〇〇、字間所七〇四の二、七一一、七五一の二四、一五二九、一三三四、字下ノ瀬七二四から七二六まで、七二七の三、七二八、七二九、七三〇、七三二、七三三、一四二九、一四四三、一四四四、一四四七、一四七五、一四七八、字焼尾七二七、七二八、七二九、字毛無谷七三三、七四四、七四七、七五一の九、七五一の一八（次の図に示す部分に限る。）、七五一の二一、七五一の二六、七五一の二九、七五一の三六、七五一の七二、七五一の七三、七五一の七六、七五一の七七、七五一の七九、七五一の八〇（次の図に示す部分に限る。）



水源のかん養  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業三・三・五竹崎長崎線

三 事業施行期間

平成二十二年十二月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町三丁目、竹崎町四丁目及び大和町一丁目

### 山口県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画道路事業一下関駅東西連絡通路

三 事業施行期間

平成二十二年十二月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町四丁目

### 山口県告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画広場事業を次のとおり認可した。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画広場事業一下関駅南口交通広場

三 事業施行期間

平成二十二年十二月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

下関市竹崎町四丁目

### 山口県告示第四百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

周南市

- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三・二・三百一徳山停車場線  
周南都市計画道路事業三・三・三百四海岸通線
- 三 事業施行期間  
平成二十二年十二月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
周南市御幸通二丁目、大字徳山、みなみ銀座二丁目、有楽町、銀座二丁目、本町一丁目、築港町、住崎町及び千代田町

**山口県告示第四百三十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称  
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三百一徳山駅南北自由通路
- 三 事業施行期間  
平成二十二年十二月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
周南市大字徳山

**山口県告示第四百三十六号**

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十九年山口県告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 滝町(4)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
山口市	水の上町	常栄寺	一七六二の三	一号
"	上宇野令	常栄寺	四六一の一及び四六一の三	二号
"	"	"	四六一の一及び四六一の三	三号
"	"	"	四六一の一及び四六一の三	四号
"	水の上町	"	四六一の一及び四六一の三	五号
"	上宇野令	常栄寺	一七五九	六号
"	"	"	四六一の一	七号
"	"	"	四六一の一	八号
"	"	"	四六一の一	九号
"	水の上町	"	四六一の一	十号
"	"	"	一七五九	十一号
"	"	"	一七五九	十二号
"	"	"	一七五九	十三号
"	"	"	一七五九第四	十四号
"	"	"	一七六一の一	十五号
"	"	"	一七五九第四	十六号



**(四一九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年二月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。



平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 周南視覚障害者図書館

代表者の氏名 田中 正臣

主たる事務所の所在地 周南市速玉町三番一七号

三 定款に記載された目的

視覚障害者に対して、点訳・音訳図書製作や貸出など情報提供に関する事業や、点訳・音訳ボランティアの育成に関する事業などを行い、視覚障害者の生活、教養及び文化の向上を図り、視覚障害者のための福祉に貢献すること。

(四二〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年十二月二十四日から平成二十三年四月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 周陽タウン

所在地 周南市周陽一丁目二番三三三号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 日本化学工業株式会社

住所 東京都江東区亀戸九丁目一番一号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住

株式会社ニッカシステム 東京都江東区亀戸九丁目一番一号

竹村電機株式会社 周南市住吉町一番一五号

代表者の氏名 佐藤 源一

代表者の氏名 鈴木 義博

竹村 恭典

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年八月二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、〇八一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

三五台

(二) 駐輪場の収容台数

四〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 株式会社ニッカシステム

竹村電機株式会社

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十二年十二月一日

(四二二) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 閑 成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等と内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づき具体的な取組を総合的に進める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十二年及び平成二十三年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら

れる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要が有る。なお、まさば及びごまさばの平成二十三年七月から平成二十四年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区分	採捕の種類	期間		数量
		期	間	
まあじ		平成二十二年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン	
		平成二十三年一月から同年十二月まで	六、〇〇〇トン	
まいわし		平成二十二年一月から同年十二月まで	若干	
		平成二十三年一月から同年十二月まで	若干	
まさば及びごまさば		平成二十二年七月から平成二十三年六月まで	若干	
		平成二十三年七月から平成二十四年六月まで	未定	
するめいか		平成二十二年一月から同年十二月まで	若干	
		平成二十三年一月から同年十二月まで	若干	

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十二年及び平成二十三年の数量については、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十二年	平成二十三年



まあじ	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、八〇〇トン
"	小型まき網漁業	若干	若干
"	敷網漁業	若干	若干
"	すくい網漁業	若干	若干
"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十二年及び平成二十三年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係

る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		瀬戸内海	平成二十三年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	瀬戸内海	平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		瀬戸内海	平成二十三年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
さわら	さわら流網漁業	周防灘	平成二十二年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五
		周防灘	平成二十三年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十二年及び平成二十三年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		安芸灘及び伊予灘	平成二十三年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	周防灘	平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成二十三年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

まごがい 小型機船底びき網漁業(えびこぎ 網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十二年一月 一日から同年二月 十日まで	一、六八五
		平成二十三年一月 一日から同年一月 十日まで	一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項  
瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(四二二) 下関都市計画通路の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による下関都市計画通路の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
下関都市計画通路一下関駅東西連絡通路
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(四二三) 下関都市計画広場の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による下関都市計画広場の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
下関都市計画広場一下関駅南口交通広場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(四二四) 周南都市計画通路の決定に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による周南都市計画通路の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
周南都市計画通路三百一徳山駅南北自由通路
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(四二五) 長門都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(四二六) 長門都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(四二七) 長門都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

長門市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による長門都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門都市計画市場一仙崎魚市場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(四二八) 平成二十一年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成二十二年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十一年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成二十二年十二月二十四日

山口県知事 二井 関成

平成21年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳入

1 県 税	153,356,665,901	円
1 県 民 税	53,886,533,929	
2 事 業 税	28,746,570,675	
3 地 方 消 費 税	28,469,096,470	
4 不 動 産 取 得 税	3,008,280,932	
5 県 た ば こ 税	2,576,487,339	
6 コ ー ナ ー 場 利 用 税	694,951,015	
7 自 動 車 取 得 税	2,754,792,300	
8 軽 油 引 取 税	12,326,517,733	
9 自 動 車 税	19,232,879,914	
10 鉱 区 税	10,049,567	
16 狩 猟 税	37,388,400	
17 産 業 廃 棄 物 税	214,489,385	
18 旧 法 に よ る 税	1,398,628,242	
2 地 方 消 費 税 清 算 金	25,818,612,994	
1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,818,612,994	
3 地 方 譲 与 税	10,793,526,855	
1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	7,302,259,000	
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,907,937,000	
3 石 油 ガ 又 譲 与 税	207,579,000	
4 地 方 道 路 譲 与 税	1,362,553,855	
5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	13,198,000	
4 地 方 特 例 交 付 金	1,866,295,000	
1 地 方 特 例 交 付 金	992,436,000	
2 特 別 交 付 金	873,859,000	
5 地 方 交 付 税	162,022,187,000	
1 地 方 交 付 税	162,022,187,000	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	538,627,000	

平成22年12月24日 日 金 冊		平 年 冊	
1	交通安全対策特別交付金	538,627,000	
7	分担金及び負担金	5,892,522,329	
1	分担金	324,746,244	
2	負担金	5,567,776,085	
8	使用料及び手数料	10,969,293,434	
1	使用料	8,544,529,639	
2	手数料	2,424,763,795	
9	国庫支出金	143,901,232,739	
1	国庫負担金	29,832,955,549	
2	国庫補助金	112,128,899,613	
3	委託金	1,939,377,577	
10	財産収入	1,481,961,107	
1	財産運用収入	679,276,710	
2	財産売却収入	802,684,397	
11	寄付金	3,886,409,933	
1	寄付金	3,886,409,933	
12	繰入金	23,022,461,939	
1	特別会計繰入金	6,697,948,759	
2	基金繰入金	16,324,513,180	
13	繰越金	8,834,631,020	
1	繰越金	8,834,631,020	
14	諸収入	82,906,670,597	
1	貸付金元利収入	76,854,546,472	
2	受託事業収入	513,098,821	
3	延滞金、加算金及び過料等	334,108,106	
4	預金利子	4,471,710	
5	利子割精算金収入	36,321,554	
6	雑収入	5,164,123,934	
15	県債	125,583,159,000	
1	県債	125,583,159,000	
	歳入合計	760,874,256,848	
	歳出		
			円
1	議会費	1,318,890,452	
1	議会議費	1,318,890,452	
2	総務費	50,710,715,751	
1	総務管理費	23,175,259,252	
2	企画調整費	12,937,868,465	
3	徴収税	10,356,330,505	
4	市町村振興費	1,442,302,623	
5	選挙費	850,332,021	
6	防災費	1,049,746,914	
7	統計調査費	574,844,225	
8	人事委員会費	131,166,819	
9	監査委員費	192,864,927	
3	民生費	90,452,250,120	
1	社会福祉費	73,226,392,116	
4	児童福祉費	15,361,784,477	
7	生活保護費	1,573,110,669	
8	災害救助費	290,962,858	
4	衛生費	26,821,887,306	
1	公衆衛生費	6,572,721,877	
4	環境衛生費	3,835,649,206	
7	保健所費	2,516,375,860	
8	医薬院費	11,738,969,103	
10	病院費	2,158,171,260	
5	労働費	12,758,723,460	
1	労働費	2,525,816,301	
2	職業能力開発費	1,058,768,908	
3	失業対策費	9,047,685,299	
4	労働委員会費	126,452,952	
6	農林水産業費	44,381,709,298	
1	農業費	9,772,468,406	
2	畜産業費	957,216,538	
3	農地業費	13,914,216,954	
4	林業費	12,108,852,548	
5	水産業費	7,628,954,852	

7	商工業費	70,323,552,700					
1	商業費	2,306,604,188					
2	工業費	66,637,457,134					
3	觀光費	396,093,868					
4	工業用水道費	983,397,510					
8	土木費	114,467,995,803					
1	管理費	8,455,106,751					
2	道路橋りょう費	47,489,744,348					
3	河川海岸費	22,958,215,902					
4	港湾費	12,168,896,937					
5	都市計画費	13,379,663,889					
6	住宅費	10,016,367,976					
9	警察費	39,898,725,441					
1	警察管理費	37,185,014,170					
2	警察活動費	2,713,711,271					
10	教育費	144,063,981,939					
1	教育総務費	16,253,318,111					
2	小学校費	45,974,797,141					
3	中学校費	27,767,484,791					
4	高等学校費	29,960,080,672					
7	特別支援学校費	11,671,297,849					
8	社会教育費	1,930,731,280					
9	保健体育費	1,460,192,906					
10	大 学 費	1,122,744,978					
11	学 事 費	7,923,334,211					
11	災害復旧費	4,543,618,353					
1	農林水産施設災害復旧費	908,498,798					
2	土木施設災害復旧費	3,551,217,302					
4	学校施設等災害復旧費	83,902,253					
12	公 債 費	100,286,061,183					
1	公 債 費	100,286,061,183					
13	諸 支 出 金	47,601,801,425					
1	地方消費税清算金	31,082,899,994					
2	利子割交付金	777,689,000					
3	配当割交付金	244,643,000					
4	株式等譲渡所得割交付金	136,430,000					
5	地方消費税交付金	13,070,410,000					
6	二刀ノ場利用税交付金	485,387,932					
8	自動車取得税交付金	1,801,000,000					
9	利子割精算金	3,341,499					
14	予 備 費	0					
1	予 備 費	0					
	歳 出 合 計	747,629,913,231					
	歳入歳出差引残額	13,244,343,617					
	翌年度へ繰越	13,244,343,617					
平成21年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算							
			歳 入				
1	繰 入 金	2,548,000					円
1	他会計繰入金	2,548,000					
2	繰 越 金	228,605,802					
1	繰 越 金	228,605,802					
3	諸 収 入	248,589,116					
1	貸付金元利収入	247,177,854					
2	雑 入	1,411,262					
	歳 入 合 計	479,742,918					
			歳 出				
1	母子寡婦福祉資金	205,183,256					円
1	母子寡婦福祉資金	205,183,256					
	歳 出 合 計	205,183,256					
	歳入歳出差引残額	274,559,662					
	翌年度へ繰越	274,559,662					
平成21年度山口県農業改良資金特別会計歳入歳出決算							
			歳 入				円





2	繰入金		200,163	円
1	他会計繰入金		200,163	
3	繰越金		163,104,516	
1	繰越金		163,104,516	
4	諸収入		27,958,867	
1	貸付金元利収入		27,866,000	
2	雑収入		92,867	
	歳入合計	歳出	191,263,546	
1	林業・木材産業改善資金		10,265,030	円
1	林業・木材産業改善資金		10,265,030	
	歳出合計		10,265,030	
	繰入歳出差引残額		180,998,516	
	翌年度へ繰越		180,998,516	
平成21年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算				
2	繰入金		182,104	円
1	他会計繰入金		182,104	
3	繰越金		121,419,714	
1	繰越金		121,419,714	
4	諸収入		26,044,500	
1	貸付金元利収入		25,982,589	
2	雑収入		61,911	
	歳入合計	歳出	147,646,318	
1	沿岸漁業改善資金		182,104	円
1	沿岸漁業改善資金		182,104	
	歳出合計		182,104	
	繰入歳出差引残額		147,464,214	

翌年度へ繰越

147,464,214

平成21年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算

1	事業収入		4,716,806,783	円
1	事業収入		4,716,806,783	
2	繰入金		1,787,389	
1	他会計繰入金		1,787,389	
3	繰越金		189,951,167	
1	繰越金		189,951,167	
	歳入合計	歳出	4,908,545,339	
1	当せん金付証券発売事業費		4,769,990,389	円
1	発売諸費		1,787,389	
2	繰出金		4,768,203,000	
	歳出合計		4,769,990,389	
	繰入歳出差引残額		138,554,950	
	翌年度へ繰越		138,554,950	
平成21年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算				
1	証紙収入		5,880,781,890	円
1	証紙収入		5,880,781,890	
2	繰越金		344,026,999	
1	繰越金		344,026,999	
	歳入合計	歳出	6,224,808,889	
1	繰出金		5,875,183,199	円
1	繰出金		5,875,183,199	
	歳出合計		5,875,183,199	

歳入歳出差引残額 349,625,690  
翌年度へ繰越 349,625,690

平成21年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

歳 入  
1 財 産 収 入 3,406,821  
1 財 産 運 用 収 入 3,406,821  
歳 入 合 計 3,406,821

歳 出

1 土地取得事業費 3,406,000  
1 土地取得基金管理費 3,406,000  
歳 出 合 計 3,406,000  
歳入歳出差引残額 821  
翌年度へ繰越 821

平成21年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

1 分担金及び負担金 874,910,735  
1 負 担 金 874,910,735  
2 国庫支出金 264,000,000  
2 国庫補助金 264,000,000  
3 繰 入 金 76,224,163  
1 他会計繰入金 76,224,163  
4 諸 収 入 362,228  
2 雑 入 362,228  
5 県 債 價 249,800,000  
1 県 債 價 249,800,000  
7 繰 越 金 35,875,000  
1 繰 越 金 35,875,000  
8 使用料及び手数料 22,074  
1 使 用 料 22,074

歳 入 合 計 1,501,194,200

歳 出

1 流域下水道事業費 1,459,209,200  
1 流域下水道費 1,459,209,200  
歳 出 合 計 1,459,209,200  
歳入歳出差引残額 41,985,000  
翌年度へ繰越 41,985,000

平成21年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

1 繰 入 金 99,893,476,844  
1 他会計繰入金 99,893,476,844  
2 県 債 價 48,653,000,000  
1 県 債 價 48,653,000,000  
歳 入 合 計 148,546,476,844

歳 出

1 公 債 費 148,546,476,844  
1 公 債 費 148,546,476,844  
歳 出 合 計 148,546,476,844  
歳入歳出差引残額 0  
翌年度へ繰越 0

平成21年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

1 使用料及び手数料 1,494,826,942  
1 使 用 料 1,494,826,942  
2 寄 付 金 736,907,468  
1 寄 付 金 736,907,468  
3 繰 越 金 8,584,790  
1 繰 越 金 8,584,790

4 諸 収 入	54,749,370
1 雑 入	54,749,370
5 県 債	1,961,900,000
1 県 債 入 合 計	1,961,900,000
歳 入 合 計	4,256,968,570
歳 出	
1 港湾整備事業費	4,228,212,097
1 港 湾 費	4,228,212,097
歳 出 合 計	4,228,212,097
歳入歳出差引残額	28,756,473
翌年度へ繰越	28,756,473



山口県選挙管理委員会告示第九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 頭

海 区 名	三分の一の数
山口県日本海海区	一、七六五
山口県瀬戸内海海区	二、一八八



正 誤

平成十五年十月十四日山口県告示第五百十三号（公有水面の埋立ての免許の出願）

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

四	上	二	字切字。	字切石。
---	---	---	------	------

平成十六年一月二十三日山口県告示第三十号（公有水面の埋立ての免許）

ページ	段	行	誤	正
三	上	左から 八	字切字。	字切石。

平成二十二年十二月二十四日印刷

発行人所

山口県知事